

平成30年度 東京都税制調査会
第5回小委員会 議事録

日 時 平成30年10月2日(火) 午後5時59分～
場 所 都庁第二本庁舎 31階特別会議室22

平成30年度 東京都税制調査会第5回小委員会

平成30年10月2日（火）17:59～20:12
都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

【高瀬税制調査担当課長】 それでは、定刻となりましたので、今、石田委員、土居委員、沼尾委員につきましては、15分から30分ほど遅れていらっしゃるかと伺っておりますが、定刻どおり始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

本日の小委員会は、配付資料の一部をペーパーレスとし、タブレット端末を用いて資料を御覧いただきます。お手元には、次第、座席表、「タブレット端末について」という説明書をお配りしております。

それでは、この後の進行は、諸富小委員長にお願いいたします。

【諸富小委員長】 ただいまから、平成30年度東京都税制調査会第5回小委員会を開催させていただきます。

本日は、まず、平成30年度東京都税制調査会答申（案）について御審議いただきます。第四回小委員会でいただきました御意見を踏まえまして、答申の案文を修正いたしましたので、修正箇所を中心に御審議いただきたいと思います。

それでは、初めに、事務局から「Ⅰ 税制改革の視点」について、修正箇所の説明をお願いいたします。

【工藤税制調査課長】 それでは、第Ⅰ部の「税制改革の視点」の修正点につきまして、御説明させていただきます。

前回の小委員会で委員の皆様から御意見をいただき、修正した部分を中心に説明させていただきます。変更箇所には、御覧いただいている画面のとおり網かけしておりますので、こちらの方で御確認いただければと思います。あと、巻末のところにつきましては、参考資料も追加してございます。

では、具体的な中身について説明してまいります。

1についてですが、まず、表題を「地方の真の自立に向けた分権改革」から「我が国の将来を見据えた分権改革」に変更し、(1)(2)という見出しをつけております。

1ページを御覧ください。まず(1)として「我が国の少子・高齢化、人口減少の状況」でございますが、前回の素案で「4 時代の変化に対応した税制度の構築」と「5 我が国の持続的成長のために」の文中にございました日本の総人口の推移、少子・高齢化、人口減少の内容を整理した上で、こちらに移しております。具体的には、現在から高齢化のピークが訪れる2040年までの状況で統一して、人口の推移を記載しております。

また、2ページ目の5行目、最初のボツのところ、少子・高齢化、人口減少に対する地方の取組、困難な課題を記載し、二つ目、三つ目のボツでは、東京の状況について記載しております。

3ページに参りまして、最初のボツですが、地域間の「タイムラグ」の存在を含め、東京都もそれ以外の地域も等しく厳しい状況にあるという認識が地方関係者の間で共有され、共感されることが望まれる方向性としております。

続いて、(2) 将来を見据えた分権改革としまして、1ボツ目から2ボツ目で「2040年問題」に関し、総務省の自治体戦略2040構想研究会で報告されている都道府県と市町村の二層性の柔軟化や「遠隔地の自治体連携」などを記載した上で、3ボツ目で、こうした変革を可能とし、将来にわたって東京都もそれ以外の地域も活力を維持し、更に発展していくためには、それぞれの地域がその個性と強みを発揮し、

互いに高め合いながらの「共存共栄」を可能とすることが最も適切な解決策であるとしております。

また、四つ目のポツのところでは、地域の課題はさまざまであることから、実情をよく知る地方が主体となって課題を解決することが効果的であること。課題解決の困難性の増大により、地方自治体の重要性は従前より高まっているとしております。

そして、このページの最後のポツのところですが、地方自治体が自らの判断と責任で主体的に施策を展開するためには、地方分権を推進し、国から地方への権限移譲に対応した税源移譲実現の可能性も含め、地方の役割に見合った税財源の拡充を実現していくことが極めて重要であるとしております。

続きまして、「2 財政の持続可能性の確保」、6 ページになります。最後のポツのところ、財源確保を通じた財政健全化について、国、地方とも国民・住民との対話により一層努めていくことが重要であると加えております。

続きまして、「4 時代の変化に対応した税制度の構築」ですが、こちらは先ほど説明しましたとおり、「1 我が国の将来を見据えた分権改革」に内容を移した部分につきまして、削除しております。

同様に、「5 我が国の持続的成長のために」でも内容を削除して、(1)(2)の見出しがもともとあったのですが、こちらを削除しております。

説明は以上になります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いたします。金井委員、どうぞ。

【金井委員】 かなり大幅な変更で、短い時間で大変だったのではないかと思いますのですが、こちらも初見なので十分わからないところはありますが、感想です。

一つは3 ページ目で、総務省の2040構想について一応言及しているとは思うのですが、三つ目のポツで「こうした変革を可能とし」と言ってしまうと、この審議会はその構想をバックアップする立場で判断したというふうになってしまうので、ちょっとそれは余り議論していないので、指摘されているというのは客観的事実で、こうした変革が可能になるかどうかはともかくとして、将来にわたってという意味で言えば、「こうした変革を可能とし」というのは削除しておいた方が無難なのではないか。あれは地制調でも全国市長会とかから相当反発をもらっているんで、どうなるかわからないので、余り変な火中の栗を拾わない方がいいのではないかとというのが率直な印象であります。

あと、下手すると、圏域とかいうことで実質的に市町村を解体するというニュアンスも可能な話になっているので、そうすると後段で地方自治は大事だよというのと平仄が合わなくなるので、余り決め打ちしておかない方がいいかなというのが、初見での感想であります。

もう一つ、これもまたぱっと見ただけでよくわからないのですが、12 ページに(1)と(2)がなくなったので削除したということだと思のですが、前回の議論でも出たのですかね。13 ページの上から6 行目、ポツの最初で「真の地方創生の達成」と言っていますけれども、地方創生といってもよくわかりませんし、今後もどうなるかわかりませんので、余りこも深くやっておかない方がいいのではないかと気がします。そういう意味では、地方創生にひっかかるのはどうかと。でも、あえて政権がやる気がないから我々がやるんだと言ってもいいですけども、そこまでのものでもないかと思えます。基本的に地域の活性化とか持続性という話ですね。地域と日本全体の持続的発展のためにくらいの方が無難なのではないかと思いました。

ぱっと見なので、既に他に書いてあるかもしれませんが、とりあえずそんな印象を持ちました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

事務局、これはどうでしょうか。こういう御指摘が出たら、1対1対応ぐらいでお話をいただく方がいいでしょうか。それとも、御意見を一通り出していただいている方がいいですか。

【工藤税制調査課長】 皆さんから御意見をいただいて。

【諸富小委員長】 そうでしたら、他の先生方。特に関口先生。

【関口委員】 私もさっき見た感じなので、すぐになかなか出てこないのですが、先ほど金井先生もおっしゃった2040構想研究会のこの部分に関しては、前回、話が出ているのですか。

【諸富小委員長】 それについて議論はしていません。

【関口委員】 出ていないとすると、書き振りを慎重にしておいた方がいいのではないかという気がします。前回の私が欠席したところで結構この話を詰めているのであれば別なのですが、そうではないとすると、これ自体が議論になるところだと思うので、客観的に指摘されているというところぐらいにしておいて、流した方がいいのではないかと、私も金井先生とこの辺は同じ考え方です。

あとは後半にあると思いますので、とりあえず。

【諸富小委員長】 今日後は遅れて来られる方もありますので、現時点での出席者数が少ないので、全員話していただけるのですけれども、いかがでしょうか。積極的に、あるいは会長もしコメントがございましたら。

【池上会長】 3ページについて言うならば、(2)の三つ目のポツ、4行ありますが、それを削っても話はつながるという気はします。確かに、真の地方創生とは何かという話は前回も、保井委員でしたか、出されたと思います。真の地方創生と言わなくても話をつなげることはできるはずなので、それを外すことも可能かとは思いますが。

【諸富小委員長】 小林委員、ございますか。

【小林委員】 いや、大丈夫です。

【諸富小委員長】 ちょっと私から、事前に見せていただいているながら、あと前回の議論の記憶がちょっと薄れているので質問なのですけれども、13ページの「我が国の将来を見据えた改革」と(2)で書かれていたところの三つ目のポツ、14ページにかけてですね。ここはタイムラグの問題があって、お互いに東京もタイムラグを伴いながら、いずれ非常に困難な時期に来るので、それぞれがお互いに困難な時期を越えていくということを共有し、お互いに高め合いながらというような話だったのですけれども、ここは全削除ということになったのですか。それとも、重なっているからここは切るという結論だったのでしたっけ。これはもともと宮本太郎先生がそのようなことをおっしゃっていて取り込んだ話だったかと思うのですけれども。

【工藤税制調査課長】 重なっているというところで、削除しております。

【諸富小委員長】 それはどこに記述がありましたか。

【栗原税制調査担当部長】 第四回小委員会の際に、地方も東京も両方厳しいのだと、そういった話を冒頭部分に移して、そこから分権の必要性について述べた方が、当委員会の考え方、スタンスが明確になるのでといった趣旨の御意見があったと思います。そういった考えに基づいて、13ページの(2)の一つ目のポチから14ページの二つ目のポチまでは、1の方に移したという考えでございます。

【諸富小委員長】 1の方に移動したと。

【栗原税制調査担当部長】 そうです。

【諸富小委員長】 ページで言うとどこになるのでしょうか。

【栗原税制調査担当部長】 3ページ。

【工藤税制調査課長】 3ページの上の方ではタイムラグの部分があり、14ページの二つ目のポツで

あれば、同じく3ページの最後のポツのところ。

【諸富小委員長】 そのまま持ってきたというよりは、若干表現は変わっている感じですね。

【工藤税制調査課長】 少し表現の修正を加えて、ただ、要素としては第1の方に持っていっています。

【諸富小委員長】 もっと冒頭に持ってきた方がいいと。もっと冒頭といえますか、本当に1の一番最初ですものね。そこに。

【栗原税制調査担当部長】 済みません。ちょっと説明が足りなかったと思いますけれども、あわせて、宮本先生を初め、地方の厳しい状況についてもう少し書き込んだ方がいいという御意見もありました。そういったことも踏まえて大分文章を加えておりますけれども、話の流れ、趣旨は、先ほど申しましたように、5の(2)の最初の方にあつた部分を1の冒頭に持ってきたという考えでございます。

【諸富小委員長】 本当に一番冒頭に持ってきたと。表現は若干文章を短くして、簡素化している感じですかね。

他に御指摘はございますでしょうか。

石田委員がいらっしゃったのですけれども、冒頭の最初のセクションをやっているのですが、もし何かございましたら。

【石田委員】 まだちょっとわからないので、済みません。

【諸富小委員長】 追加的には特にないでしょうか。よろしいですかね。

会長、何かありますか。

【池上会長】 先ほど言ったとおりです。

【諸富小委員長】 金井委員、どうぞ。

【金井委員】 なければということなのですが、4ページの一番下の網かけのところなのですけれども、国から地方への権限移譲に対応した税源移譲実現の可能性も含め、重要であるというのは、日本語としてそもそもつながっていないような気もするのです。可能性の検討も含めということなのですかね。まず、日本語の表記としてちょっと心配だということです。それよりも現実問題として、前回、佐藤先生とかいろいろおっしゃっていましたが、税源移譲の実現の可能性がそもそもあるのかと。税源交換ならともかくとしてという議論もあったと思うのですけれども、こちら辺はどうなのですか。一応言うだけ言うということなのですか。

【諸富小委員長】 かつてのように三位一体改革の税源移譲というのは難しいでしょうし、国と地方の間でゼロサムのような形にはならないだろうということなののですけれども、議論のプロセスの中で、消費税率を引き上げていく中で、地方消費税の税率の配分を上げていくということはあり得るし、それも含めて税源移譲というふうに呼べば、こういう表現でいいのではないかという議論だったと私は記憶しております。

特にこれ以上、ここについてないようでしたら、事務局の方で、御発言が幾つかあつた中で御返答すべき点とかがございましたら、よろしくお願いします。

【栗原税制調査担当部長】 済みません。もう一つ説明をつけ加えさせていただくとしますと、2040年問題というのが、地方にとっても東京にとっても非常に困難な問題であつて、それについては東京も地方も一緒になって乗り越えていくべきというような書き振りにした方がいいという御意見を第四回で頂戴しております。そういった書き振りが実現できているかということは自信がないのですけれども、一応そういうことを踏まえて修文させていただいたつもりです。

【諸富小委員長】 工藤さんからは特にないですか。コメントについては承つたという感じでいいですか。委員の方々の御発言についてまとめて受けると言っていたので、御返答があるのかと思つたの

ですが。

【工藤税制調査課長】 御意見として賜ります。

【諸富小委員長】 わかりました。

次に行きましようか。

【池上会長】 それでは、今いただいた御意見につきまして。確かに表現については、3ページで言うならば、先ほど段落そのものを削ると言いましたが、例えば下から二つ目のポツのうち「こうした変革を可能とし、」という部分を削除するだけでもいいかなと思います。

それから、真の地方創生とは何か、というところがあるとするならば、真の地方創生と書いてあるのは1か所だけですか。

【工藤税制調査課長】 真の地方創生と書かせていただいているのは、そもそも国の方で地方創生というのを掲げている、その見直しの中に東京一極集中を是正するですとか、いろいろな考え方が述べられている中で、東京都としてといたしますか、真の地方創生という形で地方も豊かになっていく、そういったところのためには税制改正の視点としてはこうあるべきということで、国が定義している地方創生を本当の意味でやるのであればこういうことだということを単に書いている、そういう意味で見ただけならばと思います。

【池上会長】 真のというか、地方創生という言葉について、実はもともと、ここで言っている地方とは何なのだという問題があります。全体として「国と地方」という議論をするときには東京も地方なのですが、先ほどのように「地方対都市」あるいは「都市と地方の共存共栄」と言うときの地方には東京は入っていないわけです。ここで言う地方創生の地方は一体どちらなのだと。国が行っている議論は、私が思うには多分、東京は入っていないでしょう。それで真の地方創生といったときには東京を入れた意味での地方創生なのか、そういう議論をやらなければいけません、その議論をここではやっていません。そういう意味では「真の地方創生の達成」という言葉を削っても話は通じるでしょう。少なくとも今年度の段階ではですね。その点は後で確認したいと思います。

【工藤税制調査課長】 もともと作成したときにはそういう意図でこちらの方でつくったのですけれども、もし、都税調の中の御意見として、こちらは不要だということであれば、そこは削除でよろしいかと思っております。

【池上会長】 わかりました。

【諸富小委員長】 多分これは、今、私も内閣官房のまち・ひと・しごと創生本部の会議体に入っていますが、結構あそこでやられていることは東京一極集中の是正というのがすごく入っていて、それをいわばトップダウン的に、大学の定員を管理するだとか、工場の移転、本社機能の移転その他という感じで立法措置も伴いながら、かなり集権的に地方創生を実行していくという側面を持っていて、地方創生なのだけれども、地方の自主性が余りない不思議な会議体でもあるのです。

多分ここでおっしゃりたいのは、そこをついていっちゃうのかなという気はしたのです。本来、各地域が自分たちの創生のために、もちろん支援は必要だとしても、地方自身がイニシアチブをちゃんととってやっていくべきであって、ある種、国が集権的な手法で誘導しながら地方創生を進めていくということ自体に矛盾はないのかという意味で、国のやっている創生とちょっとずらしながら、真の地方創生というのはもう少し別のやり方、つまり地方が自主性を持って、自らイニシアチブをとってやるべきではないのかという、そこが東京都の税制調査会の議論の冒頭でおっしゃったことも含めて、筋としては通されているのかなという気はするのです。

そこは真の地方創生というニュアンスをどのように読み込んでいくかということだと思っております。

も、恐らく、地方創生という国の議論そのもののキーワードをそのまま使おうとしているわけではないのでしょね。私の感想ですけれども、そこはずらしているのかなと。

【工藤税制調査課長】 こちらの方でイメージしている部分は、地方創生という考え方のもとに、東京一極集中を問題視している部分があるので、我々としては、そもそも東京一極集中がいいとか悪いというのではなくて、日本全体がというところで考えていったときの地方創生はこうなのではないかというような思いもごさいます。

ただ、そういう意味で「真」をつけることで、国の考えではない、東京一極集中が前提にあるような、そういったものではない地方創生についてはというニュアンスで最初に書き加えさせていただいたのですが、本文としては、その部分がないと文脈がおかしくなるというわけではごさいますので、そのあたりは委員の皆さんの御判断にお任せしたいと思っております。

【諸富小委員長】 わかりました。では、これは引き取らせていただいて、後ほど会長と一緒にどうするか取り扱いを議論していきたいと思います。ありがとうございました。

この最初のパートで他にはごさいますか。

それでは、次に移りましょうか。「Ⅱ 地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応」ということで、こちらについての修正箇所の説明をお願いいたします。

【高瀬税制調査担当課長】 それでは、第Ⅱ部「地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応」の修正点について御説明させていただきます。

今、表示しました19ページを御覧ください。こちらは「2 税源の偏在是正」のこれまでの偏在是正措置に係る記述ですが、表の下の1ポツ目の「殊更に」、「強調するだけで」の「だけで」、それから「客観的」の文言を、こちらは前回の小委員会におきまして、都税調としての立場からの答申であるということを確認すべきとの御意見を賜りましたので、その観点から削除しております。

続く2ポツ目ですが、国が偏在是正が必要な根拠の一つとしている法人事業税・法人住民税の都道府県別人口一人当たり税収額の部分の記載を、その文の趣旨を明確にする観点から、人口一人当たりの税収額にかえて、最大・最小の倍率というふうにかえております。

次に、20ページの2ポツ目につきましても、都税調としての立場からの答申であるということを確認にする観点から、「国と地方の信義則上の問題にもなりかねない」とあった部分を、「地方財政運営の予見可能性を損なう」と表現の見直しを行っております。

同じ観点から、続くポツでは、「自明の理であるが、それを是正する根拠については、これまで国から合理的な説明はなされていない」を削除しております。

また、同じポツの後段では、「単に税収の多寡」の「単に」を削除し、「不適切である」を「適切ではない」としております。

次に、やはり同様の観点から、20ページの最後のポツにおきましては、文末の「原則に反し、許されるものではない」を「原則に反する」としております。

次に、21ページの最初のポツにつきましては、「都市から税源を奪う」や文末の「明らかである」といった強調表現を含む文章を全面的に改め、単に「都市特有の膨大な財政需要への対応についても何ら考慮していない」としております。

次に、21ページの下から二つ目のポツは、やはり同様の観点から全文を削除し、このポツの最後に含まれていた「定量的な最終到達目標」の語のみ、その前の下から三つ目のポツに残す形といたしました。

次に、21ページの最下部のポツでは「極めて中央集権的であり」の語を削除しました。また、「地方自治の根幹を揺るがしかねない。真の地方分権の確立に向けた取組の対極にある」との表現を見直し、「地方

税の存在意義そのものを揺るがし、地方自治の根幹を脅かす行為」とし、文末の「到底容認できるものではない」を「行うべきではない」に修正いたしました。

次に、22ページから始まる「3 分割基準のあり方」につきましては、23ページ、最下部のポツの文末「断じて許されない」を削除いたしました。

また、ページが前後して恐縮でございますが、これらの見直しに伴い、17ページのサマリー部分の2ポツ目、3ポツ目を本文に対応した形に全文見直しをしております。

第Ⅱ部に係る修正点の御説明は以上となります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

主として表現が厳し過ぎるといいますか、内容は変わっていないのですけれども、表現に係るところの指摘を受けたので、対応していただいたということが主なところだったかと思います。御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【栗原税制調査担当部長】 済みません。私から一点、説明を補足させていただきます。前回の小委員会で、21ページの二つ目のポツのところ「人口一人当たりの一般財源の額でみれば、都は全国平均程度であり」という記述がございまして、直近は平均程度かもしれないけれども、時系列的に見たらどうなのかというもっともな御指摘がございました。

参考資料の7ページに資料をおつけしておりますので、御覧いただきたいのですが、上の「東京都の人口一人当たり一般財源額（指数）の推移」ということで、御覧いただければおわかりのとおり、おおむね平均程度ということは言って差し支えないのではないかと事務局としては考えております。

以上です。

【諸富小委員長】 多少これは変動を伴いながら100前後、上行ったり下行ったりしながら100を中心になっているということで、ならずと100ぐらいだというイメージですか。つまりは平均だという感じですね。景気のいいときは、やはりいいですね。リーマンショック前は120。

【工藤税制調査課長】 そうですね。120のときもあれば、80のときもある。

【諸富小委員長】 これがずっと、法人事業税が落ち込んでくると、こう。

【工藤税制調査課長】 おおむね税収の波と同じような形で指数が上がったり下がったりという傾向があるかと思っております。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

皆さん、他に。金井委員、どうぞ。

【金井委員】 今の点は、前回、小林先生がおっしゃいましたけれども、景気変動の点をちゃんと書いておかないといけないのではないかと。景気変動のお互いに一番有利なところだけとって議論してはだめなので、変動の重心的なもので議論しなければいけないということはあるのです。とりあえず重要なことは、東京都は非常に景気変動を受けやすいということですね。ただ、佐藤先生がいたら、だから法人課税を国税にしろと言われてしまうと思いますけれども、それはさておいて、景気変動の問題を言わなければいけないという話の一つ。

もう一つは、それもあるのですけれども、今回加えた20ページの下から二つ目のポツなのですが、都市への企業集積と人口流入が進めば、税源は都市に集中するというふうにも書くと、だからなおさら偏在是正が必要だと言われるような表現なので、税源も都市に集中するけれども、需要も同じように都市に集中するのだとか言うとおかしくならない。というかその後はそういう話になるので、余り切らないで、入る方も増えるけれども、出る方も増えるのだと書いておかないと危ないですね。けんかを売っているように思える。最初はもっとけんかを売ってまして、自明の理なのだから四の五の言う

なという表現だったのをここまでマイルドにしたとは思いますが、それでもこれを言うてはおしまいなのです。要するに、二つあって、都市には税源が集中するけれども、需要も一緒に同じように大都市では増えるのだからという話と、もう一つは景気変動があるので、いいときだけ言って偏在是正を言うのもおかしいと。もうちょっと長い目で見なければいけないし、リーマンショックみたいなものがあれば、むしろ東京都とか豊田市とかそういうところの方が被害を受けるわけで、そういった意味の景気変動の問題を非常に大きく受けると。そういう二つの話を書いておかないと、何となくしんどいのではないかなと。

私の説は、何回も繰り返し、誰も賛同していないから持説を述べますと、2020年以降は日本経済は落ち込むのだから、そのときに東京は財政危機になる可能性があって、率直に言うとそちらの方が心配ですね。

【諸富小委員長】 今のところは、そうすると、税源は都市に集中するけれども、需要も実は集中するので、税制を検討する場合には税収、財政需要、双方の観点をという感じでつなげていくべきだと。あと、景気変動はどうしたらいいのですかね。この段落の終わったところで、実は景気変動もという感じ。

【金井委員】 どこで入れるべきかは非常に難しい問題だと思いますけれども、景気変動を受けやすい。そもそも受けやすい税制になっていること自体が余りまずいというところ、ちょっとやぶ蛇になる可能性がある。微妙なところだと思いますけれども、論点としては分けなければいけない。制度的に東京に集中するような制度改革をしてしまったという話と、もう一つは景気変動で一時的に東京にたくさんあるように見えるけれども、落ち込んだときにはもっと被害がこちらにも来るという形で、短期的に東京に集中しているように見えるという話は別問題だというのが、前回、小林先生がおっしゃった話で、これは非常に重要な点だと思うのです。だから、段落を分けて書かないとならないかなという気はします。

【諸富小委員長】 では、あとの具体論はお任せいただくということで、論点は承知いたしました。

他にございますでしょうか。小林委員、大丈夫でしょうか。ここはございませんか。

【小林委員】 大丈夫です。

【諸富小委員長】 では、会長、ここで。

【池上会長】 諸富小委員長が言われたとおり、今、お話しいただいた二点、20ページと21ページのところについては表現を工夫させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 ということで、ここは表現も工夫していただいたので、大分マイルドになりましたし、ある種、上品な表現でおさまったと思います。でも、メッセージはしっかり入っていますので、これでよろしいかなと。皆さんの御意見も尽きたところですので、今の金井先生の点を除いては、これでオーケーという感じでいきたいと思います。

ということで、次に行かせていただきたいと思います。事務局より、「Ⅲ 環境関連税制」について修正箇所の説明をお願いいたします。

【工藤税制調査課長】 それでは、第Ⅲ部の「環境関連税制」について説明をいたします。

修正点は一点になりまして、38ページになります。具体的などころとしましては、合意形成手法のところについて、1ポツ目と2ポツ目を入れかえる形にしております。前回の小委員会のときに御意見として、都の政策ですとかそういった政策があって、それと税制を絡めてというような、そちらの流れの方がストーリー性があるという御意見をいただきましたので、入れかえる形で文言を修正しております。

以上です。

【諸富小委員長】 修正箇所も極めて絞り込まれておりますが、この点について、いかがでしょうか。もし他の点でもお気づきの点があれば、特に前回休まれていた関口委員は、全体にわたってお気づきの点があれば御指摘いただければと思います。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】 38ページのところで排出権取引の話を書き込んでくださったのは前回の議論を受けてだと思うのですが、排出量取引制度を導入して成果を上げていると書いてありますね。この成果というのは具体的に何を指しているかというところが読み手としては気になるのですが、どういう。

【諸富小委員長】 説明しろということですかね。

【小林委員】 そうですね。参考資料までまだ見ていないのですが、これはデータとかがついているわけではないですよ。

【諸富小委員長】 どうですか。後ろに参考資料はつけていないのですか。

【工藤税制調査課長】 ついていないです。

【諸富小委員長】 ということです。成果の中身がわかりにくいですね。

【小林委員】 そうですね。何をもちて成果と言っているかというところが気になるかなと思うのです。

【諸富小委員長】 これは環境局に聞いていただければ、データも全部出してくれると思いますが、非常にキャップというもの、東京都としてはキャップ・アンド・トレードなので、東日本大震災後の節電もあったのですが、目標を上回る急激な省エネあるいはエネルギー効率の向上、CO₂の減少、削減というのが行われて、相当インセンティブになったと。

ただ、費用効率的にどうか実証研究はまだ出てきてなくて、早稲田大学の有村先生を中心として定量的な実証研究を今、行っているところなのですが、意外に取引が活発に行われていないということがあって、取引を余りしないで済むような制度設計にもともなっているために取引が少ないので、経済的観点からいうと取引が活発に行われることで効率的な状況に到達するのですが、意外にそれが無い。でも、みんなキャップはしっかり守って超過達成されているところも非常に多くてということで、今期までは、削減とか省エネという意味では随分いいインセンティブになったのだという話になるのではないかと思います。

【小林委員】 それは東京都や埼玉県が導入していて成果を上げているというときに、導入していない他の県よりも、この時期、景気変動の問題もあって、あるいは2008年の開始に向けていろいろ頑張ってきたところもあって、国全体で減っていると思うのですが、他よりも減らしたというような成果が見られるデータはあるのでしょうか。

【諸富小委員長】 その比較をやっているかどうかはわかりませんが、それも含めて、多分、環境局の方でデータは豊富に持っていらっしゃると思います。

【小林委員】 この成果を上げていると言い切るのがそれなりに確立された知見であるならばいいのですが、言い切ってしまうだけの話を私は聞いたことがなかったものですから、どうかなと思ったのです。

【諸富小委員長】 このあたりはどうですか。

【工藤税制調査課長】 いずれにしても、参考資料にあった方がよろしいという御意見ですか。

【小林委員】 そうですね。

【工藤税制調査課長】 内容につきましては検討させていただきたいと思います。

【諸富小委員長】 成果を上げているということのエビデンス。

【金井委員】 これは合意形成手法で出てきているので、実際にCO₂削減に効果があったかどうかではなくて、企業が文句を言っていないという意味で、受動喫煙よりは合意形成がうまくいったのではないかという気がするのです。何だかんだ最初は文句を言っていましたけれども、一応達成できるキャップがあったということもあって続いています。みんなが反発したら数年で廃止される可能性もあったわけです。

ね。そういう意味で、合意形成はできたということではないかと思うのです。ハードデータの話は別途あるのですけれども、それとは別に事業者に理解を得たと。どうやって得たのかよくわかりませんが、どういうわけかうまくいったわけですね。築地市場とか他のことに比べれば何となくうまくいっているような気がするのです。

【諸富小委員長】 ナショナルレベルの排出量取引は財界から非常に大きな反発があったのですけれども、これは余りそうなのですよ。むしろ省エネ努力が報われる、あるいは非常にすばらしい効率的なビルを建てた方が表彰されているので、そういうことも含めてむしろこれをアピールしたいという企業の方が多いですね。

小林委員、済みません。

【小林委員】 制度の導入、そして維持をもって合意形成の成果というのであれば、それはそれで厳然たる事実だと思うので、それならいいかなと思うのですが、金井先生のおっしゃるとおりです。

【諸富小委員長】 金井委員の御指摘もそのとおりですね。これは合意形成の手法の文脈の中で置かれているので、減ったか減らないかの成果というより、成果の意味がずれていましたかね。そういう意味ですかね。つまり、合意形成手法としては一種、排出量取引はそれなりに産業界との関係の中で目標設定とか、手法とか、そこへ至る道筋とかいうことで確かにかなり侃々諤々最初は対立していたのですけれども、三回ぐらいステークホルダーミーティングをやって、ある程度合意形成できたところで制度をつくったので、規制を受ける側も納得している部分があるのです。その後、金井委員の御指摘のようにがたがたしていないのです。ほぼそのまま来ているので、そういうふうの評価をできる。その意味で成果を上げていると使うのであれば、小林委員の御指摘のように、減ったかどうかのエビデンスを出せというのとはちょっと違う意味になってきますね。

石田委員、お願いします。

【石田委員】 内容的なものではなくて、このページだけ、合意形成手法を読み始めたとき、いきなり「既に、東京都」のこれをやるよりは、やはり最初の案の方が読んでいて読みやすい。前後を読めば、きっとこの間の委員会ではこういう順番の方がいいという御意見だったのかもしれないけれども、やはりよく読んでいくと、先に「日本では」が来た方が何となく読んでいてわかるような。これは人の感覚だからしょうがないのでしょうか。

【諸富小委員長】 言われてみればそうですね。何でひっくり返す話になったのでしたっけ。

【工藤税制調査課長】 単純にひっくり返すという形の対策にさせていただいたのですけれども、今の先生方の御意見を踏まえて、より誤解といたしますか、先ほど小林委員からあったような成果というふうになると、具体的な実績なのかというお話があったりですか、確かに（3）合意形成手法とあって「既に」から始まると主語がなくて読みづらいですとか、そういった御意見もあるかと思しますので、客観的にわかりやすい文章ということで検討させていただければと思います。

変えた理由というのは、ストーリー性がより出てくるという御意見を賜ったというのがあります。まず政策があって、そういった政策を進めているというところもあるのですが、温対税について言うと認知度が低いという形になって、その後で税制を語っていくという流れの方が、よりストーリー性があるのではないかと御意見をいただいておりますので、そこをひっくり返すような形で展開していったということで修正を加えております。

【石田委員】 お任せします。

【諸富小委員長】 他にこのセクションで、あるいは、もうここまで来ているのですけれども、他に御用意いただいたコメントがもしあればですけども、ありませんか。大丈夫ですか。もしなければ、ここ

を終わって次へ行くのですけれども、ここまでのところでもし何か、さかのぼってでもございましたら、この機会に。どうぞ。

【沼尾委員】 前回、環境関連税制のところでは、温暖化対策の話に軸足を置いていることについて、確かに今そこはフォーカスされているところなので、それはそれとしていいのだけれども、東京都における環境関連税制ということでは、もう少し幅広の取組もあると思うので、そのあたりはもうすこし記述してもいいのではないかと申し上げたのですが、それについては、前段のⅠ部とかここで多少書き込んでいるので、前回のままでよいという会長ないし小委員長の御判断があったということでしょうか。

他方で、前回、小林委員からは、それに関する深まる議論というか、細かい議論を余りしていたわけではないので、どこまで取り扱うかというお話もあったりして、最終的にそこはどのような形の整理でこの案になったのかというところを御説明いただければありがたいです。もうちょっと踏み込んでもいいのかなという印象を持ったので。

【諸富小委員長】 東京都の税制上の独自の取組があったのではないかとということですか。

【沼尾委員】 環境関連税制というときに、例えばこれからの生活環境に配慮した取組ですとか、あるいは森林環境税などの議論も含めて、つまり環境保全とかグリーン化というときに、ここでは温暖化対策の税の話のみを取り上げていて、ある意味そこはホットイシューでもあって、トピックとして整理しておくのは大事だと思うのですけれども、東京都としての環境関連税制というときに、それ以外の取組をしてきたとか、今後も例えばそこについて目配りしておくというようなことを最初に1文入れておいてもいいのではないかと議論も前回出ていたと思うのですが、それはもう今回は取り上げないということで整理するのでいいかどうかというあたりのことです。

【諸富小委員長】 なるほど。そういう議論になっていましたね。今、思い出しました。

東京都としてというときに、具体的な論点として沼尾委員の念頭にあるものはありますか。具体的にこういうものが取り上げられているべきではないかと。

【沼尾委員】 今、ちょっと読んでいます。

【諸富小委員長】 小林委員、どうぞ。

【小林委員】 見ていただいている間に、前回もたしかロードプライシングの話が出ていたかと思うのです。それも含めた、さっきの環境税と排出権取引をセットでというのと同じように、自動車関連税制とロードプライシングとセットで政策的な議論をしていくというような話が前回出ただけけれども、そこまで小委員会で取り上げていなかったのかというような話をした覚えがあります。

【諸富小委員長】 どうぞ。

【池上会長】 今、小林委員が言われたとおりですが、今年度の答申に関しては、全体を読んでいただければわかるように、いわゆる体系性をそこまで追求していないということでもあります。もちろんⅠのところでは体系の話、原則の話をしておりますが、個別の分野といいますか、それぞれの分野については体系的な議論にはなっていないので、今年度はこれでいいのではないかと判断でやっています。これは他のところ、環境関連以外のところもそうなのですが、そこは来年度、再来年度に残しておく、そして先ほどのロードプライシングの話も含めて、あるいは住民税と固定資産税も含めてやっていければいいのではないかと。今年度はそこまで議論ができていないので、ここで止めておこうというのがここでの判断です。

【諸富小委員長】 次のところで「3 自動車関連税のあり方」が39ページ以降にありますけれども、こういうところで確かに前回、議論になったのですね。消費課税のあり方がこれから変わっていくのではないかと。ライドシェアとか電気自動車とか、つまり排気量で課税できなくなるとかいろいろなことが起きてくるので、自動車関連税の将来。それから、そうすると所有にかけられなくなってくるので、利用と

いか走りにかけるというところから、小林委員御指摘のロードプライシングというのが検討の材料になるかという話だったと思います。そういうのを今、確定的になかなか書き込めないで、議論を深められる時間がないので指摘だけしておくというのはアイデアの一つですけれども、池上会長がおっしゃったように、少し来年度に先送りして、検討を経た上で本格的にちゃんと書いた方がいいのではないかとことです。

でも、沼尾委員がおっしゃったのは、もう少し東京都独自の取組ということですか。

【沼尾委員】 私が違和感を覚えているのは、31ページのところで、前回明示的には申し上げなかったのですが、東京版・環境減税の話が書かれていて、確かに東京都としては積極的に推進しているのですが、インセンティブのために減税するというやり方もあると思うのですが、他方で、環境施策を推進するために応分の負担を求めるという考え方もあっていいと思うのです。減税の話だけぽこっと入ってしまっているの、それが多分、過去の都税調の議論でもそこは両論併記でやっていたというところもありますし、グリーン税制という話もあって、総論としてこれだけ書かれていることに違和感を覚えています、それで前回から申し上げているというところもあります。

【諸富小委員長】 趣旨がよくわかりました。多分、残念ながらと言うべきか、環境課税でかける方の取組が余り日本ではなくて、欧州の取組ではちゃんと課税の取組も紹介しているのですが、我が国の現状となったときに、減税は確かに結構あるのですね。固定資産税とか、緑をやったら引くとか、あるいは省エネとか断熱をやれば、その改修に対する控除とかがあるのですが、きちんと課税する方は意外とないのです。

これも書くとしたら、例えば東京都もグリーンな車に軽課して、車齢10年超の車に重課しました。東京都が初めて条例で、むしろ国に先行してやったので、その重課した部分もちゃんと書くべきかもしれません。これだと軽課の方だけが強調されているので、重課もしましたという、あるいはこれがあるからインセンティブになったのだという側面を書くかですね。

【沼尾委員】 ただ、会長の御趣旨はわかりましたので、次年度以降きちんと深掘りしていくということで了解しました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他にこのセクションでございますか。事務局の方で何かありますか。

【栗原税制調査担当部長】 議論とは直接関係ないと思うのですが、たまたま今、小委員長の方から、都独自に車歴の古い自動車に対して環境性能が相対的に低いということで重課していた。国に先駆けて都が独自にやったというのは事実ですが、現在においては国の方の制度のみ実施しているということで、都独自の措置はしておりません。

【諸富小委員長】 他にはこのセクションはございますでしょうか。

もしなければ、このセクションは終わりました、財政調整の方に行きたいのですが、土居委員、遅れていらっしやっただけで、環境の3を今やっているのですが、もし読まれていて、あるいはぱっと今お気づきになった点とかがございましたら、せっかくです。

【土居委員】 まだ確認中なので、後ほど。

【諸富小委員長】 では、ざっと見ていただいて、場所にこだわらず御発言いただければと思います。

では、そういうことで、これは終えていいですかね。

次のところに参りたいと思います。IVとVですね。事務局より「IV 地方財政調整制度等における諸課題」と「V 都市と地方の共存共栄」について、修正箇所の説明をお願いします。

【高瀬税制調査担当課長】 それでは、第IV部の「地方財政調整制度等における諸課題」について、御

説明します。

今、表示しました49ページを御覧ください。(2) 地方交付税制度につきましては、都税調の提案内容を明確化する観点から、ページの最下部のボツに「交付税原資となる国税の増税」の文言を追加した他、同文につきまして若干の表現の修正を行っております。

これに伴いまして、48ページのサマリー部分も、1ボツ目でございますが、同様の修文を行っております。

次に、「2 地方自治体の基金」についてでございます。(1) 地方自治体の基金の現状につきましては、本文の方には修正はございませんが、今、表示した52ページの下部に注釈がございますけれども、こちらに参考情報として、速報値ではございますが、29年度末の基金残高に係る情報を追加しております。

続く(2) 長期的視野を持った財政運営の必要性のパートの最後の文章、今、表示しました54ページの最後のボツの後段におきまして、文末に「断じて容認できない」とあった表現につきましては、これを削除いたしました。

次に、「3 ふるさと納税」についてでございます。今、表示した55ページを御覧ください。ふるさと納税に対する都税調としての見識を示すべきとの意見を反映しまして、新たに3のパート全文を追加いたしました。内容及び文章表現につきましては、基本的には昨年度の答申を踏襲しておりますが、55ページの2ボツ目の現状説明部分につきましては、最新の状況を反映した内容となっております。

次に、「4 東京における財政需要」についてでございます。今、表示しました58ページを御覧ください。(2) 東京が抱える主な財政需要の社会保障関係費の1ボツ目の2行目でございますが、統計の根拠資料を国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口に統一しました関係で、東京都における人口減少に係る表現を若干調整させていただいております。

次に、今、表示しました59ページを御覧ください。東京都全域における社会資本ストックの維持・更新経費を示す観点から、下から三つ目のボツの最後に「加えて、多摩・島しょ地域における道路整備などの課題もある」の一文を追加しております。

次に、今、表示した61ページを御覧ください。都税調としての立場からの答申であるということを明確にする観点から、下から2ボツ目の「東京2020大会の着実な準備にも影響が及ぶ」の部分削除しております。

最後に、「V 都市と地方の共存共栄」についてでございます。こちらに関しましては、前回の小委員会において、地方全般を見渡した内容に改めるべきである、都税調としての提言を明確化すべきであるとの意見がございましたので、全面的に修文を行っております。こちらは答申の締めくくりであり、また比較的短い部分でございますので、ここで読み上げをさせていただきたいと思っております。

東京はエネルギーや食料の供給を地方に支えられているが、生産地にとっては一大消費地であるように、都市と地方は二律背反の関係ではなく、互いに持ちつ持たれつの関係にある。

また、東京には、都市部だけでなく、多摩・島しょ地域といった自然豊かな地域があり、これは他の自治体と変わらない。

一方、近年の急速なグローバル化の進展やますます激化する先端技術の開発競争等を背景に、国境を越えて、より魅力的な都市に人材・物財・資金・情報等が集積し、優れた企業が参入して生産活動や販売活動を行い、投資家が投資し、人々が訪れ、定住するといった動きが、これまで以上に強まっている。

今後も日本が持続的な成長の軌道を描いていくためには、都市と地方がそれぞれの持つ魅力を高め、互いに支え協力する関係性を深めていくことが重要であり、これが日本全体の活力向上への推進力となる。

活力の源泉は、「人」である。多様な人材の集まりが新たなイノベーションを生み、日本経済の原動力

となっていく。都市も地方も、人に着目した多面的な施策展開を進めつつ、その地域の個性を伸ばし、活性化していくことが重要である。

その基盤となるのが、様々な地域の実情に応じた地方の創意工夫を可能とし、尊重することである。我が国は、各地域の独自性を活かした「多様で魅力的な地域」、都市と地方が共存共栄する「共に支え合う関係」を創り出し、持続的に発展していく日本を実現していかなければならない。

これまで述べてきたとおり、地方消費税の充実、法人事業税の外形標準課税、自動車関連税の充実、温対税の地方財源化、地方交付税原資の充実等により、地方自治体の役割と権限にふさわしい地方税財源の充実に向け、たゆまぬ税制改革の努力が求められる。

こちらからの説明は以上となります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、今のパートについて、皆様から御意見、御質問いただければと思います。よろしくお願ひします。関口委員、よろしくお願ひします。

【関口委員】 三つほど。一つは確認で、東京都の需要の話をされているところとの関係でどうなっているかというのを聞かせてください。50ページだったと思いますが、交付税の話をしているところで、注のところに、都と言っているときに財政需要の範囲をどこまで入れているか。特別区も入った話をしているのか、それとも東京都という話をしているのかという範囲の話で、こちらで話をしているのは特別区も入っている中の需要の話をしている、後半の方で東京都の需要と言っているときの需要というのは範囲が合っているかどうかというのを聞かせてください。これが一つ目です。合っているかどうかというのは私も確認できていないのでわかりませんが、そこを聞かせてください。

二つ目は、基金の話があったと思います。52ページにあるのですが、新たになお書きでつけ加えた意味を少し聞かせていただきたいと思います。

三つ目は、非常に瑣末な話なのですが、最後のところで御説明いただいた64ページで、これまで述べてきたとおりのところなのですが、法人事業税の外形標準課税がどうなのか。これは言葉しか書いていなくて、他のところは充実とか何とか化と書いてあるのですけれども、これは単語しか載っていないで、単語だけ見ると外形標準課税となっているのではないかという感じなので、何か書くのですよねというところ

です。

以上、三つです。

【諸富小委員長】 三点御指摘いただきました。これは事務局にお答えいただく方がいいかと思うので、三点目は会長の方からお答えいただくとして、1、二点目を特に。あるいは逆でもいいですが、先に会長から三点目。

【池上会長】 外形標準課税については答申案に書いてあるように、外形標準課税を行っていること自体の評価ということになるわけですが、それを今後、どういう方向で進めていくのか。外形標準課税の充実、強化なのか、そういうふうに言っているかということについて、結論として皆さんが充実と言ってもいいのなら書くのですが、そこをどうしようかなと思ったのです。

ただし、外形標準課税自体はこの方向としてプラスに評価しておりますので、そこを書いただけなので、充実という方向にいくかどうかについては、個人的な意見は措いております。答申全体のトーンとしては、外形標準課税自体はプラスに評価しているけれども、ここから先にもっと進めていけという方向で結論が出ているかどうかということについて、ちょっとどうかと思ったので、こういう書き方にしているのです。

【諸富小委員長】 小林委員、どうぞ。

【小林委員】 確かにもっと進めていけということについて、そのコンセンサスもないですし、議論もちゃんとしていないと思うのですけれども、一方で、中小企業の境界線を資本金ではかってよいかどうかということについては、もうちょっとちゃんと考えた方がいいのではないかということについてはある程度議論もしましたし、前半に書いてあるのですね。そのニュアンスを含めた形の書き方になればいいのかなと思うのですけれども、このままだと関口先生がおっしゃるとおり、何とか税と並んでいるだけになってしまうので、ちょっと非対称になってしまうかなというところは、よく読むと気持ち悪いなという気がするのです。

【池上会長】 わかりました。ここは工夫させていただきたいと思います。

【諸富小委員長】 一点目、二点目はありますか。

【工藤税制調査課長】 50ページの基準財政需要額のところで、1ポツ目と2ポツ目のところは特別区も含む東京都全体の数字となっておりますが、3ポツ目のところでは、こちらは東京都の財政需要というところで例を挙げて書かせていただいております。まずはそちらでよろしいですか。

【諸富小委員長】 関口委員、どうですか。

【関口委員】 どうやって読んだらいいのかなと。私の個人的な読み方だったので、そうであればそうだなという気がするのですが、余りいろいろ突っ込むと書き振りが難しくなってしまうと思うので、どうなのですかという質問だけでやめておきたいと思います。

【諸富小委員長】 二点目ですね。

【工藤税制調査課長】 続きまして、54ページのところににつきましては、なお書きのところですね。こちらは基金の話をしていく中で、都税調の議論の中で、そもそも地方自治体は議会で審議されて決定されているというところがあって、そういったものに基づいてやっている時点で既にこれは説明責任を果たしているのだといった御意見もございましたので、そういった意見を入れさせていただいているものでございます。

【諸富小委員長】 関口委員。

【関口委員】 お聞きしたかったのは、あえて直近のデータをなお書きで入れられているので、なおと入れているその心は何だろうという気がしてお聞きしたのです。

【栗原税制調査担当部長】 済みません。質問を勘違いしておりました。

注になおを入れたのは、事務局としては深い意図は正直ございません。最新の情報として公表されている数字があるので、つけ加えた方がいいかなと考えたという単純な理由でございます。

【工藤税制調査課長】 失礼しました。

【諸富小委員長】 最新の数字の情報提供ということで注に入れた以上の意味はないということで、よろしいですかね。

【関口委員】 はい。

【諸富小委員長】 土居委員、お願いします。

【土居委員】 遅れて参りまして申しわけございません。

最後の部分の議論なので、そこからお話ししたいと思うのですが、全体を通して修文されて、上品になったといえば上品になったのですが、結局、強く訴えていくパワーはどこへ行ったのだろうかという面もあって、そこまでエッジをきかせて対外的に主張していくわけではないと、そういうポジションに変わったのだということであれば、それはそれでいいのですけれども、それに合うような形の末尾というか、都市と地方の共存共栄というものが書かれるとすれば、結局何が言いたいのかよくわからないところがあって、つまり、それがベストだとは思いませんけれども、修文前のものでもう少しエッジをきかせていて、

断じて容認できないとかそのような文末になっているものをことごとくというぐらい削除されているわけです。別に上品でいいと思いますが、そこまで東京の事情を訴えるということがあって、そうはいつでも最後、別に東京はいわゆる農村部という意味での地方を忘れていたわけではありませんよという結びなのかなと思っていて、今日臨んで来て、そうしたら断じて容認できないとかそういうのは削除された上で、東京都として言いたいことまでは言うけれども、最後にお決めになるのは国ですからみたいな感じ。

どちらかというともそういう感じに今の第Ⅱ節のトーンがなっていて、それは強く反対するつもりはないのですけれども、客観的情勢がそういう情勢であるから、そういう情勢にマッチした形で案文を直したと。そういうことであれば、私もそれは受け入れますが、それならばむしろ逆に、今議論になっているところの末尾が、地方税制全体のことを考えるというようなトーンになった方がいいのではないかと。つまり、結局、東京として訴えたいことは訴えるけれども、それ以上ごり押しはしないみたいなスタンスで第Ⅱ節があるとして、それを踏まえて最後、62ページからの文章があるとすると、地方消費税の充実、法人事業税の外形標準課税、自動車関連税の充実、温対税の地方税源化と、こう並んでくると、結局、第Ⅱ節のところは言うだけ言って、それ以上は言わないかわりに、もっと他のところで東京によこせという読まれ方をさせてしまうのではないかとこの感じがあって、それは得策ではないのかなという感じがするのです。

確かにこれまでの案文の中で言ってきたことを、最後にもう一度まとめるような言葉で書こうとしているという雰囲気はある。つまり、64ページの最後のポツで「これまで述べてきたとおり」という冠がついているのだけれども、結局これは東京にもっと税収が入ってくることを意味しているんじゃないのと。諦めていないと思うのですけれども、極論すれば、第Ⅱ節のところ、東京都はごり押しするのは諦めたけれども、別のところでちゃんと取り返させてもらいますからというふうに読めなくはないような文章になっているので、それだと共感を呼ばないのではないかとこの心配が、杞憂かもしれませんが、あります。

なので、もし地方消費税の充実とかそういうのを並べるならば、あるべき地方税制に向かって今後どのように残された課題に取り組んでいくかと。それは都市と地方の共存共栄を念頭に置きながら、地方税のあり方として、こちらの方向に向かって行くべきではないかという形で結ぶと、もっと東京に税をよこせというような見方で見られないで済むのではないかと。

なかなか悩ましいわけです。この小委員会で私も述べさせていただいたように、地方消費税は偏在性の小さい税なのに、それが引き金になって税源偏在の話が問題視されてしまったと。その部分はその部分としてⅡ節の話で一つ完結して主張していくということでもいいと思うのですけれども、それでもやはり偏在性が低いということは認識した上で地方消費税の充実を地方税制の中でしっかり形づくっていかねばいけないうことには変わりない。だからこそ、私はこの小委員会で申し上げたように、税源偏在という話が地方消費税の税率が上がるたびに繰り返されるのはやめた方がいいと、そんなことにならないようにするべきだということを申し上げていたわけです。そのような偏在性の小さい税制が一つ地方税制のあり方として重要だと。だからこそなのだというような、くどく繰り返す必要はないのですけれども、そのような意味で言っている文章が64ページにあるのだなということがわかるように書けばいいのではないかと思います。

先ほど関口委員と小林委員の話がありましたけれども、法人事業税の外形標準課税をどうするかとまでは書いていないと、課税とだけ言っているということであるならば、地方税制の将来の中でこれをどう位置づければいいのか。拡充というほど単純な表現ではないと思うのですけれども、目指すべき地方税制とマッチする、整合性のあるような形で、改めていくべきものは改めるべきではないかという話にも当然なるでしょうしというようなところなのかなと思います。そういう意味で、あるべき地方税制に向かって、こ

れまで述べてきたとおり、こういうふうに税制改革を進めていくことが求められると思いますけれども、そのような書き振りにするというのがあります。

もう一つは、64ページの一番末尾ですけれども、たゆまぬ税制改革の努力が求められるというのは、誰が主語なのかというところが微妙で、確かに地方税法は国の法律なのだけれども、改革努力の担い手、つまり、なぜそういう税制にすることが必要なのかということを訴えていくのはやはり地方自治体側が訴えていかなければいけなくて、簡単に言ってしまうと、そういう動きを国ないしは国会議員に訴えて、それを国の法律として改めていただくようなムーブメントを巻き起こすような努力が求められる。国が変えてくれればいいのに変えてくれないからけしからぬみたいな態度ではだめだと。自発的に努力して変えてもらうように促していくという、そちらの方を強調した方が東京都税制調査会らしいかなという気がしています。

ひとまずここまで。他の点はまた後ほど。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

今の点、会長、いかがですか。

【池上会長】 第Ⅱ章の書き方につきましては、前回、多くの委員の御意見がございまして、いわゆる口調が調査会の答申としてどうなのだろうかと。今、土居委員が言われたことと逆の論調になるのですが、例えば「断じて許されない」というのは調査会の言葉なのだろうかと。政治家が言うのならいいのですが、また東京都が使うのであればいいのですが、調査会答申がそれでいいのかというところだと思います。そういうことで、中身というか、評価といったものについては変わっていないわけですが、口調は変えた方がいいだろうという御意見が非常に強かったので、こういう形にしたということでもあります。

それから、64ページの最後のところは、前はなかったのですが、例えば地方消費税、外形標準課税、自動車関連税、これらは修文のときにつけ加えた言葉です。今回の答申の中で書かれていることについて具体的な例を述べてやっていこうということなので、これを一言で言うならば、これも体系的に述べれば、今、言われたとおり、あるべき地方税制を目指して、という言葉を上につけた方がいいのかなと思いました。

それから、「税制改革の努力が求められる」というのは確かに他人事みたいですね。ここは東京都税制調査会ですので、国も地方もそういう意味でのあるべき税制改革を進めていかなければならない。そういう結びにした方が望ましいと、私も聞いて、今、感じているところでございます。

【諸富小委員長】 小林委員、どうぞ。

【小林委員】 今、土居委員がおっしゃった64ページの最後の、池上会長からも補足がありましたけれども、地方消費税の充実というところをどう読むかということと、あと、結局この答申で我々は何を言いたいのかということ考えたときに、ちょっと蒸し返すようなのですけれども、偏在是正措置を全面拒否するのか、ある程度まで容認するのかというところを言った方がいいのではないかという気がするのです。というのは、今、地方消費税の充実を着実に10%まで消費税を引き上げる話を言っているのか、その先のことを言っているのかというのは、どちらなのですか。ぼかしているのですか。

【土居委員】 ちょっとよろしいですか。確認の視点として多分ここがキーポイントなのかなと思うのは、2019年10月の消費税率の引上げは当然するべきだというのが、それと似たような文言がどこかにあったような気がするのですが、それがあればここで言っている拡充というのはその次だ、10%超だということを意図していると思うのです。そうであるかどうかは今、にわかに私がすぐに確認できないのですけれども。

【栗原税制調査担当部長】 ちょっと私から。昨年度の答申では消費課税について述べておりましたの

で、消費税の税率の引上げを確実に行うべきだというような文言が盛り込まれておりました。今年度につきましては、消費課税については議論いただいておりませんので、そういった趣旨の文言はございません。

【小林委員】 その先のことをそこまで今年度は議論していないので、はっきり書かないということであればそれはそれでいいかと思うのですけれども、だとしたときに、この地方消費税の充実というのは10%までの話を指す可能性もあるわけですね。そのときに、しかし、土居委員がおっしゃったように、地方消費税を上げることによって上がってくる税収はしっかりいただきますよみたいなニュアンスでとられるとすると、そこは一つ誤解が生じているかなと思っています。というのは、しっかりいただきますよというニュアンスのインプリケーションの中には、各自治体、税率の引上げで税収が増えて、それがしかし、交付団体は交付税で減って、不交付団体はそのまま残るという例の不交付団体問題のことを指して受け取られる可能性もあると思うのです。これは受け取り手の問題だと思うのですけれども、しかし、そのときに10%に上げるときの話については、上がった分の不交付団体効果にはきちんと対応がされていて、地方法人税の拡充によってそこは対応するという措置が既に決まっているわけですね。なので、少なくとも10%まで引き上げるときに生じる不交付団体問題というのは一応制度的な対応が既になされている状況なわけですね。そうすると、そこで東京都だけもらいますよみたいに受け取られるのは誤解であるということになると思うのですけれども、それを言うとするとか、勝手に誤解してくださいということでよければそれでもいいかもしれないのですが、それは誤解です。もう既に、別に東京都は不交付団体だからそれでもうかるという話ではないのですよということをちゃんとっておくとすると、地方法人税は既に不交付団体問題に対応するような形で折り込まれているので、そこから先の偏在是正措置というのは、東京都としては言われなき必要以上の是正措置になるのだと。なので、そこは断じて容認できないということを、そんな言い方をするかどうかは別として、それをちゃんと訴えるような形の答申にするということのも一つの手かなと思うのです。

要するに、この間言ったように、金井先生から先ほど、前回あったようにとおっしゃっていただきましたけれども、不交付団体問題によって発生するものと、それから景気循環によっていいときだけ発生する問題と二つあって、今回、国がやろうとしているのは、景気循環で東京都の税収が伸びているところに対してやろうとしている話になるので、そこは容認できないということをちゃんとやった方が趣旨ははっきりすると思うのです。そうでないと、結局、何に反対しているのか、対抗しようとしているのかということがこの答申からはっきりと読めないものになるのではないかとすることを危惧するのですが、いかがでしょうか。

【諸富小委員長】 書き方を考えます。

【小林委員】 済みません。わかりにくかったかもしれないですけれども、結局、最後のまとめみたいところで偏在是正措置に対する反対の主張というのが特に書いていないのですが、それは言わなくていいのですか。前段のところではいるわけですが。

【土居委員】 私は、ここで末尾にかなり地方税体系に関連する言及があるということ、ないしはそれを置くということにするならば、Ⅱ節との対応関係でどういうメッセージを込めるかということになってくるのではないかとというのが私の理解です。どういうことかということ、Ⅱ節で今年の偏在是正についての議論で、東京都税制調査会としてもだめなものだめだとしてしっかり明言するのだと。明言するということは、それはすなわち置かれている立場として、他の道府県とは違うスタンスを明確にするということになる。だからといって決して他の道府県のことをないがしろにしているわけではない。共存共栄だということで、だから、ともにこれから地方税財源の充実に手をとって協力して求めていく。求めるというのは、国に改革をするような促し方をするという意味ですけれども、求めていきましょうという末尾になるとい

うことだとすると、対応関係としてはおさまりがいいだろうと。

だけれども、そうではなくて、私の理解としては、末尾のエッジのきいた表現を削って上品にしたということだと理解していて、微妙に事実関係を述べるにとどまっているという上品さがあるがゆえに、結局、末尾としてどうなのかと。そうすると、東京都としてどういう方向がいいと思っているのかということも地方税体系のあり方として最後に結ぶという形でいいと。つまり、都市と地方が今日の税源偏在是正で激しく対立するところまではいかない。そこまで対立するつもりはないというか、決まるようにしか決まらないだろうと割り切るとすると、別に言いわけは必要ないというか、東京都として最後は言いたいことを言いますよと。そういう対応関係がⅡ節と末尾との間の対応関係として、後者でいくのだったら後者でいくというのでいいと思いますけれども、決してⅡ節で現状として今さら主張したからといって大きく情勢を変えられるわけではない。だから、述べることはちゃんとやっておきましたよという形でⅡ節を上品に終わらせるとすれば、末尾は言いたいことを言わせてもらいますということでもいいかもしれません。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

前回、土居委員は御欠席だったのでしたっけ。

【土居委員】 前回は欠席です。

【諸富小委員長】 前回、複数委員から第Ⅱ節の表現については御指摘がどどと出てきて、論理的に述べるという結論づけていく表現でいくべきではないかと。それから、すごくこういう改革の方向性、案で新聞報道ではもう出てきておりますけれども、そういうことについて、東京都としてこれはまかりならぬという感情も含めた形で強い表現というのは、考えてはいても、文章として表現することは必ずしも妥当ではないのではないかとということから、エッジのきいた表現が消えたということかもしれないのですけれども、そこは論理的に、やはり表現のメッセージ性が弱くなりましたかね。メッセージの内容は変えていないつもりではいるのですけれども、読まれるとやはりそうなっていると。

【土居委員】 唯一残っているのは、22ページの「行うべきではない」という1行目の文章だけで、あとは事実関係を述べている文章になっている。もちろんその行間には、だからやめてくれとか、おかしいではないかと言いたいというのはわかるのですけれども、あとは今の22ページの文言を引いて、17ページの最初の要約のところ「新たに行うべきでない」と最後に書いてあることぐらいで、論理的だと思いますけれども、論理的な帰結として言えることまでを言っている文章。上品ですよ。そういう意味で評価しているのです。皮肉ではなくて評価しているのですけれども、だから結局、何が言いたいのかというふうに、行間まで読まない人はそう読めるかもしれない。行うべきではないとだけ、そこしか主張めいたものは感じ取れないかもしれない。

それでいいというのなら、それでいいと思います。つまり、こういう情勢で、今さら言ったところで、変えられるものと変えられないものがあるということだというのは私もよくわかりますから、無理にそこまで過激な表現を使って主張するべきだとは思いません。ですけれども、それならば、末尾は末尾でその位置づけというのは、極端に言えば、そこまで地方におもんばかるというか、地方のことを見捨ててはいませんよ、だから東京都の言い分を聞いてくださいよというほどにまで考えなくてもいいのではないかと。Ⅱ節では言ったと。聞いてもらえる部分と聞いてもらえない部分があることは承知しているけれども、言いたいことは答申では言わせていただきましたよと。

だから、最後、どうするのという、もちろん小林委員がおっしゃったように、交付税の配分で地方消費税の増税にまつわる交付団体と不交付団体の差異というのはあるのですけれども、そこまでおもんばからなくてもいいというか、エッジのきいたところは言っていないわけだから、そこまで東京都が神経を使って地方税制を考えるというのではなくて、東京都としてどういう地方税制がいいと思っているのかと。

地方消費税を拡充したらちゃんと自分のところに税収が入ってくると。そう言いたいというのだったら、そう言ったらいいだろうしという対応関係にはなるのではないかなと。

【諸富小委員長】 全体として、この議論を通じて、前回だけではなくてニュアンスとして東京VSその他地方の大勢の対立関係の構図には持ち込みたくない。宮本太郎委員が明確に文書でされたように、地方というときに東京VS地方ではなくて、地方全体がそれぞれ努力をする。国が集権的に手を突っ込んできて再分配を強制的に行うというのにはあくまでも反対をしていくし、地方が本当の意味での創生。先ほど土居委員が来られる前にちょっと議論があったのですけれども、地方それぞれが自己努力によって輝いていくということを本来は目指すべきだという姿勢はずっとこの中で一貫しているわけですね。その趣旨は通しているわけですが、しかし、お互いに変な時期を、これから人口が高齢化しつつ少子化していくという中で、先に地方の方が厳しい状況でという皆さんの御意見もありました。40年後に向かって東京も非常に厳しい時期を迎えていくわけで、そういう意味ではお互いがお互いの状況を理解し合う必要があるということから、そういったニュアンスを最後のところに持ってきたのは、あくまで東京都の主張で最後まで通して、東京都は東京都の立場から東京都の言いたいことを言って終えるのだというのを超えた論理を入れようではないかという議論が一貫してこの議論の中でもあったし、冒頭でたしか総会の第一回目、部屋はここではなかったですが、あれは7階でしたかね。東京都市長会長の調布市長さんから、東京都の外における全国的な議論の場に出たときの雰囲気といいますか、そういうことから、東京都はもう少し税制調査会の議論においても、言うべきことは言うべきかもしれないけれども、それがもたらす反発というのも考慮に置いた上での議論もしてくださいねという御発言もあったのです。

そういうところから、こういうニュアンスでということだったのです。私の理解はそうなのですけれども、土居委員の御指摘は、余りにもそこで逆に地方に寄り添ったニュアンスになり過ぎていて、結局何が言いたいかがかえって不明瞭になってしまったという御指摘ですね。ここまで議論してきて、修正してきて、一つ結論を出したわけですが、同じメンバーからそういう御意見が出たということは、逆にちょっと私も考えさせられたのです。つまり、主張が薄くなって。

【土居委員】 この文章全体がそうだと言いたいわけではないです。末尾の書き方をどうするかということだけなのですけれども、末尾の書き方は、そうはいっても東京都の税制調査会であり、利害関係を乗り越えるということはもちろん大事なことで、できるだけそういう対立を助長しないようにするということはそのとおりです。ただ、1対46みたいな状況で、結局、東京都は何も言わせてもらえずに多数に巻かれるということかということ、そうではないだろうと。こちらの立場も伝えつつ、先方の立場も理解することなのだと思うのです。

別にⅡ節とことということにこだわりはないけれども、ちょっと矮小化した言い方で言えば、Ⅱ節とこの末尾との間の関係で、Ⅱ節は微妙にトーンを上品にしたということで、過度に対立をあおるつもりはないという姿勢で文章を書いたというところがいいと思います。そうであるならば、言いたいことを言って、別にそれをのめと言っているわけではないので、我々の、我々というのはこの我々なのか、私はどちらかということと都民という意味ですけれども、都民の意見は都民の意見として、そうはいっても都で納めた税金を他のところで使われる度が過ぎるといのは、やはりそれは都民にとってひどいじゃないかという面は私はあると思っているので、都民の気持ちもしっかり、東京都税制調査会として言うべきことは言わないといけないのではないかとということです。

【諸富小委員長】 Ⅱ節の表現と趣旨はこれでいいけれども、最後のところで何もそこに触れず、共生で終わってしまうのはよろしくないのではないかと結論になりますかね。ありがとうございます。

【金井委員】 Ⅱのところ表現を大分弱めたということですが、多分、小委員長がおっしゃっ

たように、偏在是正措置に対しては批判的であるという調査会の意見は変わっていない。それ自体、私はどちらかというところと反対ですけれども、しかし、それは多勢に無勢で押し切られたということで、偏在是正措置には調査会としてはネガティブに言う。だから、一応それはⅡ節は言っている。ただし、言葉尻を捉えられないように、もうちょっと上品に言ったということであって、言っている内容は変わらないで、それは土居先生がおっしゃるように偏在是正措置はけしからぬと、都民のエゴイスティックな立場に配慮して言っている。

しかし、一方で、Ⅴのところ、そればかり言っていると絶対に無視されていて、わざわざ全国の自治体や国から殴られに頭を出すというのは都民としてもばかである。そういう話の持っていき方をする限りは絶対に勝てないから、何とか都民の要求だというふうにする。つまり、都民の要求だと言うことで、まさに都民の要求を潰される。いわばサンドバッグをわざわざ出しに行くのはばかっているから、第Ⅴ節ではもうちょっと上品に都市地方共存のきれいごとを並べているわけですね。こういうきれいごとを言うのは、どちらかというところと気に入りませんが、両方とも気に入らないのですが、しかし、それは調査会として一応そういうこと。

ただ、土居先生が懸念されているのは、Ⅴで終わってしまって全体の締めくくりがないところの方がむしろ問題で、ⅡはⅡで言うことは言った。都民の金を取られてけしからぬと思っている声があるから、一応調査会としては言う。一方で、そればかり言っているとだめだから、東京対地方という枠組みに、わざわざ負けるけんかに頭を出しに行くのはばかっているから、Ⅴとしても共存のことも言っている。しかし、結局どうなっているかというところ、締めくくりがないということなのです。本当はⅤの後の「まとめに」みたいなものがないと、土居先生がおっしゃったように、すごく平身低頭で終わっているのではないかと。それもちょっと違う印象を与えるので、若干最後のまとめみたいなものがが必要です。別に平身低頭で白旗パンザイ上げているわけではなくて、殴られてぼこぼこにされたくないと言っているわけですね。けんかの土俵を変えたいと。

一方で、だからといって、最初から偏在でも何でもいからみんな差上げますよというような負け犬根性ではないということはⅡで一応言っている。ただ、それも言葉尻を捉えて、東京はお下品なことを言ったと言われぬようにするには、やはり上品に言う必要があるということだと思っているので、一応この議論はそういう流れで。

ただ、まとめがないと、何となく印象で、Ⅱでは弱く言って、Ⅴでも弱く言って、何だこれはという印象を与えるのは確かにそのとおりです。調査会はそれなりに筋を通そうとしているのだと。私の主張とはかならずしも一致しませんけれども、そういうことを調査会としては言うのだということは、もうちょっと伝わるように書いた方が、最後のまとめが多分必要だと思います。

【諸富小委員長】 土居委員、どうぞ。

【土居委員】 今回の金井先生の御意見で私も目が覚めました。今まで寝ぼけていたのかということとあれなのですけれども、冗談ですが、私のイメージは今まで申し上げたとおりですが、もうちょっと具体的に、最後、案文としてどうまとめればまとめっぽくなるのかということに、今の金井先生の御発言で気がつかされたということです。結局、地方消費税の充実という言葉で人々は何をイメージするかということです。恐らくは、小林先生がおっしゃったような、まさに不交付団体と交付団体との間で地方消費税の拡充の効果が違うということに気がついている国民はそんなに多くないわけです。一々そこまで言うと、先ほどの平身低頭というか、こびているとか、そこまでこびる必要はない。Ⅱ節のあのトーンを前提とするならば、そこまでこびる必要はない。

だから、偏在性の少ない地方税制を目指すべきだと。それは地方消費税の拡充によって実現できるでは

ないかと。だから、これからそちらの方向に向かって努力をしていこうという結び。これまで述べてきたとおりというのはおもしろになりますけれども、もちろん他のも含めてです。地方消費税の拡充というのを一つだけ代表させて言いましたけれども、そうすれば、変な小細工しなければ地方消費税の拡充は、すなわち東京に税収が多く入ることになるのです。分割基準とかそういうことを言い出すと切りがないですけれども、それはちょっと棚に上げるとして、少なくとも地方消費税の拡充は東京都に多く税収が入ることになり、かつ交付団体、不交付団体ということ度を度外視すれば、偏在性の小さい地方税制に向かっ
ていくということには間違いないので、東京都としてあるべき税制の方向性に向かって改革をすべきだ
というふうに締めくくるような形でまとめれば、まとめになるのではないかなと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

Ⅱ節のメッセージをもう一回繰り返す必要がありますか。

【土居委員】 それは必要ないと思います。

【諸富小委員長】 Ⅱ節はⅡ節で一旦解決させて。

【土居委員】 終わって、それはまさに金井先生がおっしゃったように、自ら誰も得をしないけんかに入っていくことになるので、Ⅱ節の話を最後に繰り返す必要は全くないと思います。

地方のこともちゃんと考えているということはあるけれども、別にこびっているわけでもない。ちゃんと東京都として入ってくる地方消費税収は、できれば割引なしでそのまま入れてくれと。割引なしと文章で書く必要はないですけれども、そういうイメージを私は持っているということです。

【諸富小委員長】 だとすると、一応、17ページの最後の段落がまさにそういうことなのですからけれども、この文言ではちょっと弱いと。

【土居委員】 17ページの要約の最後ですか。

【諸富小委員長】 そうですね。17ページの最後のポツのところ、これまで述べたとおり、消費税の充実という言葉があるのです。

【土居委員】 17ページですか。

【諸富小委員長】 ごめんなさい。ファイルの17ですね。64ページになります。済みません。

【土居委員】 64ページですね。もう一度お願いします。

【諸富小委員長】 64ページの最後の段落で、このまとめで羅列的に書いてあるのではちょっと弱くて、そこをもう少し。

【土居委員】 そうですね。しかも、地方税制としてどうあるべきかということ、そうすると段落が長くなってしまいますので、その一つ前のポツを新設して述べてもらわないといけないかもしれませんが、それを述べていただいた上で、それを指すべく、これまで述べてきたとおりというような、イメージとしてはそのような感じですね。

羅列がいいかどうかはお任せしますが、少なくとも、あるべき姿に向かって改革努力が必要だということ、そういうトーンが出ればいいのではないかと。特にどういう意味でというのは、今まで申し上げたように偏在性の小さい地方消費税。別に偏在性の小さい地方税だけがあるべき地方税制ということをお願いしたいわけではないですけれども、一つの基準としてということ、

【諸富小委員長】 ということは、偏在性の少ない地方税体系ということを明確に入れて、それに向かって進んでいくことが重要で、税制調査会としてもそれを後押ししていきたいという趣旨で、先ほども御指摘があったような主体性を含めた文言をきちんと入れて、地方との対立関係はないけれども、税制改革のあるべき姿に向かって動いていくことは重要なのだということ、をちゃんと最後に書くべきだと。

【土居委員】 そうです。偏在性の小さい地方税制ということは、恐らくどの地方自治体もそう思って

いると思いますが、そういうところで共存共栄にかなって、地方消費税の拡充を代表させますけれども、地方消費税の拡充はより多く消費額がある東京で、より多く税収が入ってくる。分割基準の話はちょっと棚上げしますが、入ってくることには違いないので、その拡充はすなわち都民のためにもなっているというダブルミーニング。

【諸富小委員長】 それは書かなくていいですか。

【土居委員】 そこまでかくと下品になってしまうので、書かなくていいです。

【諸富小委員長】 金井委員。

【金井委員】 今、小委員長がおっしゃったように、まさにそれを言うから、偏在性が少ないといいながらも、消費税増税というのは結局のところ東京都が得するのでしょうかと言われてしまって、だから更に消費税を増税するたびに、絶対、偏在措置の罨というか、呪いからは抜け切れないというのを招き寄せるので、小委員長がそれを書きたくないというのはよくわかるのです。しかし、消費税を増税して偏在性が出るのではないかと、46の関係者はみんなわかってしまいますね。総務省もですね。そうしたら、どう考えたって偏在是正をやるしかないでしょうと言われてしまいます。

本来は、場当たりの偏在是正措置の必要のない地方税体系なるものを恒久的につくりたいと前も考えて、だから暫定的措置でやったけれども、依然として、偏在是正措置の要らない地方税体系を発見できていない。ひょっとしたらあり得ないのかもしれないですけども、本来はそういう税制を目指すべきだと言わないとならない。きっと土居委員の言われるように、消費税増税の衣の中には東京でがっばりもうけようという話が入っているのだらうと思われた段階で、これは永遠に偏在是正措置の要求から抜けられなくなってしまうので、それは言うてはいけないというか、それを認める限りは偏在是正措置は残ってしまう。だから、地方消費税では偏在是正の必要のない体系はつくれないということになってしまうと、本格的、抜本的税制改正のためには、暫定措置を延ばさざるを得ないという結論にならざるを得ないと思うのです。つまり、本来は抜本的改革までとりあえず暫定的にやっていて、そのすきに考えましようというて、依然として出ていないではないかと。

小林委員の話から、一応決着はついたと。だから、偏在是正ではなくて恒久的体系だと、今回、言ってしまう方がいいのですけれども、先ほど言った10%より先になって同じことが出てきたら、また抜本的改正を消費増税と同時にやらざるを得ないという話になるので、そこは偏在是正措置の必要のない税体系をつくるという建前論を言うしかないと思うのです。そういうときは別に、東京は消費が多いからとか、先ほどの経済に合わせて都市に集まるのは自然の理であるみたいなことを言うてはいけなくて、ここは黙らざるを得ないと思うのです。それはしようがないと思うのです。

ただし、どの程度の偏在是正が必要なのかという議論はやっていなくて、何でもかんでも100%やらなければいけないのかという議論は、抜本的改革のときにやらなければいけないけれども、依然としてそれをやっていないというのはIIでもずっと言っているわけですね。偏在是正と言っているけれども、どの程度やらなければいけないのかと、一向に議論が深まらないまま、だらだらと時が過ぎてしまっているわけですね。だからこれは非常に問題であって、そこくらいまでしか言えなくて、消費税増税で俺たちはもうかるからとは、やはりそれはまずいと思います。

【諸富小委員長】 どういう言い方をしますかね。さらなる偏在是正措置の必要のない税体系を目指すべきだと。それが一体何を意味するかというのは難しい。

【金井委員】 そんなものが本当にあるのかどうかは知りませんがね。偏在性をなくしたいのならば、全部交付税でやればいいのですよ。

【諸富小委員長】 8時を過ぎましたので。

【金井委員】 土居先生は、もちろん地方消費税なら地方偏在性がないのだから、その程度の地方消費税に基づく差は、偏在ではないと割り切れというのが一つの提案で、それはそれで筋が通っていると思うのです。ただ、残念ながら、46のところはそれでは納得できない。もっと偏在是正しなければならぬと必ず言ってくる。では、どの程度までやらなければいけないのかという答えは、今のところないですね。

【土居委員】 だから、そこまでは最後ではこびなくていいということを申し上げていたわけです。

【諸富小委員長】 なるほど。確かにそれは際限ないわけですね。どこまで是正するかという方も決まっていなくて、偏在性がない理想的な税体系もなかなか見出すのは難しいけれども、そちらへ向けてというふうに言うと、土居委員は、一般の市民はこれはわからないだろうとおっしゃいましたけれども、プロが読めばわかるわけで、また東京都は狙っているなということは、裏を捉えるといえますか、この議事録が表に出なくても何となくわかるということがあるかもしれないので、そこはあえてサンドバッグ的に出さなくていいのではないかと金井委員の御指摘もそのとおりだと思います。

細い道を渡っていくようななかなか難しい表現なのですが、どうでしょうか。8時になりましたので、今の両委員の御意見は十分もうわかりましたので、最後にもう一回、お任せいただきますかね。

【土居委員】 お任せします。

別のところでもう一点だけ確認。

【諸富小委員長】 どうぞ。

【土居委員】 56ページのふるさと納税のところなのですが、基本的に55、56ページはこれでいいのではないかと思うのですが、56ページの最後です。全国一律の制度ではなく、各自治体が税額控除を行うか否かを独自に決定できる制度というのは、非常に興味深い仕組みなのです。クリエイティブな提言なのですが、実務的に可能なかどうかというのだけ確認をさせていただきたい。

【諸富小委員長】 これはどなたにお答えいただければいいのですか。事務局。

【池上会長】 実務的なことはともかく、これは昨年度の答申をそのまま引き継いでいます。

【栗原税制調査担当部長】 確かに一定の事務負担が生じることは間違いないと思いますが、一方で、条例指定寄附金の制度が個人住民税にはあったと思いますので、全く可能性がない話でもないのではないかと。それ以上深いことは申し上げられなくて申しわけなのですが、そのように思います。

【土居委員】 その程度に裏がとれているのなら、この案文でいいと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

さて、そろそろ締めたいと思いますが、どうでしょう。どうぞ。

【沼尾委員】 先ほどから出ている61ページ、62ページのところなのですが、目次を見ると、IVで「地方財政調整制度等における諸課題」になっていて、Vで「都市と地方の共存共栄」となっているのですが、これ全体を通して読むと、その前のところで東京の財政需要の話が出てきていて、これだけの財政需要があるので地方税財源の拡充をしていかなければいけないのだという東京都の主張がかなり色濃く出ているんですね。それを受けて、だけれども、別にこれは東京だけがこれを欲しいと言っているわけではなくて、東京には東京の役割があって、地方圏には地方圏の役割があるので、その両方を見きわめた両方の地方税財源の拡充ということを私たちはトータルに捉えているのですよというストーリーになっているのだと思うのです。

ところが、ここだけVという新しい章になっているので、その前とのつながりが見えにくくて、ここだけ見ると、共存共栄だったら財政調整で交付税でやればいけないかというふうに読めてしまうところもあると思うので、東京の財政需要で地方税財源の拡充ということを東京都として言うのだけれども、それをもうちょっと全国的に考えていくことが大事なのだという話のストーリーがもうちょっとつながるよ

うな章立てというか、節立てにする方法もあるのかなと思ったのです。

ただ、これを（４）に落としてしまうと、最後が「東京における財政需要」になって、この章のタイトルが「地方財政調整制度等における諸課題」になるので、どうするのがいいのだろうと思ったのです。ただ、ここだけ共存共栄と出てしまうと、結局どうしたいのかわからないだろうという土居委員の御指摘もそうだと思いますし、あとは金井委員の御指摘のように、むしろその後ろに改めて結論を入れることでおさまるのではないかというまとめ方もあると思うのです。ただ、61ページからの話の流れとしてはすぐくつながりとしてはいいなと読んだので、章立てをどうするかというところで整理の仕方が幾つかあるかなという印象を持ちました。

済みません。以上です。

【諸富小委員長】 なるほど。ありがとうございます。今の点もこちらで引き受けさせていただきます。他にございますでしょうか。

では、時間も過ぎましたので、一応これにて御意見は賜ることができたかと思います。あとはこちらに案文修正をお任せいただきまして、それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、皆様に御了解いただきましたので、修正を行った上で、次回はもう総会になりますが、答申案としての総会の審議にかけさせていただきます。

それでは、その他の議題として、事務局から自動車関連税制に関する分科会の設置について御報告がございます。よろしく願いいたします。

【工藤税制調査課長】 済みません。時間が延びてしまいましたが、最後に、分科会設置につきまして説明をさせていただきたいと思います。

本年度、検討テーマとして取り上げた自動車関連税についてなのですが、今期の小委員会の議論に資する調査研究を行うため、分科会を設置いたしたいと思っております。委員につきましては、設置要綱第7の規定により、小委員長の指名によることとなっておりますので、諸富小委員長と御相談しまして、池上会長の御意見も伺いながら選任させていただいております。分科会の委員につきましては、小林委員、吉村委員、諸富委員のそれぞれにお引き受けいただきたいと思っております。

なお、分科会の検討結果については、来年度及び再来年度の小委員会で報告させていただきたいと思っております。

分科会について、議事は非公開でございますけれども、議事要旨は公開させていただいております。

説明は以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

自動車税制については重要なテーマですから、深掘りさせていただきまして、また小委員会の方に報告をさせていただきたいと思っております。

特に、皆さん、この点について御質問等はございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、最後に事務局から今後の日程についての説明をお願いします。

【高瀬税制調査担当課長】 答申の取りまとめに向けて、10月に二回総会を開催したいと存じます。第二回総会は10月16日火曜日の午前10時から、会場は都庁第一本庁舎7階の大会議室でございます。第三回総会は10月26日金曜日の午前11時から、第二回総会と同じ会議室で開催させていただきます。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、本日の議事はこれで終了いたします。

本日はお忙しい中を御参集いただきまして、ありがとうございました。これもちまして、第5回小委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —